

令和4年5月20日
担当課：福祉部福祉政策課
担当者：課長補佐 馬淵
電話：029-301-3164 県庁内線(3162)

県南県民センターにおける個人情報漏えいについて

県南県民センター（県南福祉事務所）において、生活保護受給者の個人情報漏えいする事案が発生いたしましたので、お知らせいたします。

今後、二度と同様の事案が発生しないよう、再発防止策に万全を期してまいります。

記

1 事案発生（発覚）年月日 令和4年5月18日（水）

2 概要

（1）現況

- ・当該生活保護受給者（A）から、臨時的な経費（住宅賃貸借契約更新料）について生活保護費の申請があり、支給を決定の上、決定通知書を5月13日に発送した（A宛に発送したものと誤認した）。
- ・5月18日に、別の生活保護受給者（B）が、自己の決定通知書に同封されていた他者（A）の決定通知書を県南県民センター管内の町村役場に届け出た。
- ・同日、同役場から連絡を受けた県南県民センターの担当者が、同役場に届けられた決定通知書がAへの決定通知書であることを確認し、Aへの決定通知書のBへの誤送付が発覚した。

（2）漏えい件数 1件（個人1件）

- ・住所、氏名、今回決定した生活保護費の内容及び金額が決定通知書に記載

3 原因

- ・担当者が、A、B2人分の決定通知書を、誤ってB宛の郵送用封筒に同封。発送の際、決定通知書送付先の再確認を怠ったため、誤発送となった。

4 対応経過

- ・5月19日に、県南県民センター職員が、A宅を訪問し、状況を説明、謝罪した。
- ・また、5月20日に、県南県民センター職員が、誤送付先のB宅を訪問し、状況を説明、謝罪した。

5 再発防止策

- ・生活保護決定に際して、決定通知者一覧を作成し、決定通知書の宛名と件数の突合を、複数の職員で行う。
- ・発送の際に、再度、宛名と件数を確認の上、発送する。
- ・他の福祉事務所においても本事案を共有し、再発防止を徹底する。